

水産政策審議会企画部会

第 1 1 7 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第117回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和8年5月29日（金）10時00分

閉会 令和8年5月29日（金）11時49分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）神吉 佳奈子 窪川 敏治 佐々木 貴文 武井 ちひろ
細谷 恵 町野 幸 三浦 秀樹 渡部 完

（特別委員）井出 留美 内野 美恵 江崎 貴久 釜石 隆志
川畑 友和 久賀 みず保 後藤 理恵
新谷 真寿美 関 義文 副島 久美
笛木 大二郎 前田 若男 水本 あゆみ

3. 水産庁側出席者

高橋漁政部長 魚谷増殖推進部長 中村漁港漁場整備部長
清水企画課長 櫻井管理調整課長 松尾国際課長
大森漁業取締課長 福井漁獲監理官 松田研究指導課長
川島漁場資源課長 赤塚資源管理推進室長 梅田企画課調査官

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第117回企画部会
議事次第

日 時：令和8年5月29日（金）10:00～11:49

場 所：農林水産省7階 第3特別会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 議 事

（1）海洋環境変化への対応について

①資源調査・評価

②資源管理

③国際的な資源管理

（2）その他

3 閉 会

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第117回企画部会を開催いたします。

本日の事務局を務めます水産庁企画課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず委員の出席状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は10時時点で委員11名中、ウェブによる参加も含め8名の御出席を頂いており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。また、特別委員は、16名中オンラインでの参加を含め13名が御出席されています。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明します。

水産政策審議会議事規則第6条の規定により、会議は公開とされており、傍聴者の方もお見えになっています。また、同規則第9条第1項の規定により、議事録を作成し公開することとされております。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の配付資料の確認をさせていただきます。

委員名簿等と、あと資料ということで、今日は海洋環境変化への対応（資源調査・評価、資源管理等）という資料がお手元にあるかと思えます。もし乱丁、落丁等、何かございましたら事務局までお知らせください。

それでは、ここからの議事進行は佐々木部会長にお願いしたいと存じます。佐々木部会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木部会長 よろしく申し上げます。

水産政策審議会企画部会の部会長を務めております佐々木です。いつも大変お世話になります。

本日の議題ですけれども、海洋環境変化への対応についてとしておりまして、具体的には資源調査・評価、そして資源管理、さらに国際的な資源管理の3点について扱ってまいりたいと思います。

先月20日に行いました第29回総会及び第115回企画部会合同会議において、現行水産基本計画の検証について御審議いただき、委員の皆様からは幅広い御意見を頂きましたが、今回からテーマ別に議論するということにしたいと思っております。これまでの議論と一

部重複する点もあろうかと思えますけれども、それらを踏まえまして、更に議論を深めていければというふうに思っております。

本日の進め方ですけれども、委員の皆様との意見交換の時間を多く確保するため、事務局におかれましては、可能な限り説明は短くしていただけますようお願いいたします。また、説明に当たっては、各テーマについて現状、課題、今後の方向性の3点に大別しまして、分かりやすく御説明いただけましたら幸いです。

なお、本日の会議ですけれども、12時までを予定しております。委員の皆様におかれましても、時間に限りがございますので、御意見は端的にお願いできればというふうに願っております。円滑な議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、海洋環境変化への対応ということで、資料の方は1ページおめくりいただきまして、右下にページ数を書いておりますけれども、1ページ、目次ということで、今日は、初めに総論の方を少しお話しさせていただいた後、1、資源調査・評価、2、水産資源管理、3、国際的な資源管理ということの三つのテーマについて御説明差し上げた後、御議論をしていただくということにしております。

2ページの方を御覧ください。

具体的な議論に入る前に、まずさらっと総論をお話しさせていただきますと、我が国水産業の今後の展開方向ということで、今、我が国の水産物を取り巻く状況としましては、やはり気候変動ということで、海洋環境の変化、これが非常に大きいと。獲れていた水産物が獲れなくなっているということで、サケですとかサンマですとかスルメイカの漁獲量が大幅に減少しているという状況です。

また、その世界的な食料需要の増大ということで、人口増などを背景に水産物の方の需要は非常に増大しておりまして、我が国としては、輸入をする際の状況が不安定になってきているというところがございます。

また、その右側の国際秩序というところですが、非常に日本列島近海の国際海洋秩序が不安定になってきているということもありますし、直近のイラン情勢ですとか、それに伴う燃油高、資材高というところもございます。

こうした状況の中、たんぱく質供給というところで見ますと、国内での国民へのたんぱく質供給の15%を占めている水産物、こちらの安定供給というところが確保されず、日本の食料安全保障に支障を来すという、そういうリスクが高まっていると認識しております。

このため、対応の基本方向としては、今日御審議いただく海洋環境の変化を踏まえた資源管理の着実な実施による漁獲量の維持・拡大、それと計画的で安定的な生産による養殖生産量の拡大、こういったところで水産物の生産供給量の確保、増大を目指していくべきではないかと考えております。それによって、水産物の輸入依存度を可能な限り下げている、食料安全保障の確保などを図っていくとともに、社会課題の解決というところとも結びつけて、水産業を発展させていきたいと考えております。

おめくりいただきまして、3ページですけれども、水産業の課題解決に向けてということで、特に技術を活用した変革というところが重要だと考えておりまして、活用が期待できる技術の例ということで三つ載せていますけれども、漁業関係、養殖関係、加工・流通関係、それぞれデジタルトランスフォーメーションですとか、そういったところを活用していきながら変革していくことが必要だと考えておりまして、以降の具体的な各論の議論の説明の際にも、こういったところの活用というところも常に念頭に置きながら検討の方をしていきたいというふうに考えております。

また、そういった技術的な部分だけでなく、上の二つ目のポツに書いておりますけれども、協業化・法人化ですとか海業等による多角経営化といった漁業経営の在り方、こういったところも変革を後押しすることで水産業の成長産業化というところにつなげていくべきと考えております。

それでは、具体的な内容に入っていきます。

まずは、資源調査・評価ということで、担当の方から御説明をお願いいたします。

○漁場資源課長 御説明いたします。

資源調査・評価の部分です。

全体の構成なんですけれども、まず現行計画の検証が5ページに1－1としてありまして、続いて6ページ目に現状の分析、続いて現在の課題として9ページ目に1－3として示しておりまして、四つ目、技術展望ということで10ページ目と11ページ目、1－4としてお示ししております。最後、五つ目に今後の対応方針ということで12ページ目、1－5ということで資料の構成となっております。順次、御説明させていただきます。

5ページをお願いします。

5ページなんですけれども、現行の水産基本計画の検証と、それから取組の進捗の状況を示したものですけれども、4月20日の会合で既にこれが御説明している内容、議論されている内容ということで、詳細な説明については割愛させていただきます。その際に、計

画の取組と達成の状況ですとか、それから現状分析、検討の方向性というものが記載されていますけれども、これらについて、次ページ以降の資料でもって少々詳細に御説明させていただきます。

6 ページ目をお願いします。

現在の資源調査・評価事業の実施状況について、現状分析を示したものでございます。上の箱の中に4点お示ししております。一番上の黒丸に、データ収集は、現在、従来の調査船ですとか、あるいはブイだけでなく、定置網とか養殖場など漁業者の皆さんも収集されているというふうなこともありまして、日本各地で全国的な規模でもってデータ収集の取組が進んでいるのですけれども、これが評価に活用できるような整理がなされていないというのは課題かというふうに認識しております。

二つ目の黒丸ですけれども、卵稚仔調査ですとか重要な調査を行うべき調査船が老朽化していくというふうなことで、必要な調査を行うための調査船を確保していく必要があるだろう、老朽化に対応していく必要があるだろうというのを2点目に掲げております。

3点目の黒丸ですけれども、海洋環境の激変を捉え切れていないというふうな御指摘を頂いております。特に1年魚を代表とする短命な魚種については、評価において不確実性が大きくなるというふうなことがございます。また、現場感覚との乖離が起こっていると、評価結果と現場感覚との乖離が起こっているというふうな御指摘も頂いているということかと思います。

4点目ですけれども、現場感覚との乖離ということもあるのですけれども、機構では、資源状態はどのようなものであるとか評価の結果がどのようなであるというふうなことを説明する、あるいは情報提供というものに取り組んでいますけれども、内容はなかなか難しい内容であると、簡単に理解できるという性質のものでも本質的でないということもありまして、漁業者など関係者の皆様の間での理解を今後更に深める必要があると考えております。

7 ページ目をお願いします。

こちらは参考資料ですけれども、資源調査・評価が実際どのように進んでいるのかということで、皆様には既に御存じの内容かと思っておりますけれども、左の青箱と右にも青箱が二つありまして、資源調査が行われると、左の青箱は漁業からの情報、右の青箱は調査船調査からの情報、そして、その下にあるその他の情報ということで、例えば市場調査を行って年齢組成を調べるですとか、あるいは調査船でもって、どのように魚が分布しているかを調べるですとか、あるいは漁業者の皆様からのアンケートによる調査、あるいは海洋環

境の水温がどうであるとか塩分がどうであるかということを調査船や観測ブイで把握すると、そういった情報を集めて、真ん中の黄色で示してありますけれども、資源評価というものにつなげていくということでもって、資源評価を行った結果として、資源管理目標案の算定ですとか漁獲シナリオ案の提示が行われるという流れになっているということをお示ししている資料でございます。

8 ページ目をお願いします。

資源評価のスケジュールですけれども、この資源評価・調査というものが、どのようなスケジュールで実際動いているかということをお示ししているもので、これは下の箱を見ていただきますと、1月から12月グループの場合、典型例ということですが、2025年に行う資源評価のために扱うデータというのは、2024年に得られたものであると。2025年11月、秋、冬に資源評価を行い、水政審を通じまして、翌年の資源管理年度に向けた漁獲枠などが決定されていくというふうなことでございます。

これが典型例ですが、スルメイカなど単年種については、2025年に行う評価に使用されるデータは2025年に集められたデータであると。上に比べると1年の、資源評価を行う正にその年に集められたデータを使用して、次の年に水政審、そしてTAC管理が行われるというふうな流れになっているという、あるいは、マアジとか、スケトウダラ、カタクチイワシなどの一部魚種については、使用データは2024年ですが、2025年にも補足的な資料として調査データを入手して、これを活用して資源評価を行い、水政審を通じて管理が開始されるという流れになっていると、スケジュールをお示しているという資料でございます。

9 ページ目をお願いします。

5 ページ目から8 ページ目で基本計画の実施状況、検証と、それから資源調査・評価の現状分析、あるいは問題点ですとか課題をお示ししております。この9 ページでは、資源評価を高度化していく上でのどのような課題があるのかというふうなことを分析したものととなっております。

上の青い箱の中に二つ黒丸を示しております。一つ目の黒丸ですが、資源調査のためのリソースがちょっと弱くなっている、リソースが弱体化しているというふうに記載しております。一番下の図でいうと、一番上の青い箱の中に調査リソースの弱体化ということで、具体的な課題としては、労働人口の減少などもありまして、調査員の数が減少しているというふうなことがありますし、また先ほどもちょっと申し上げたのですが、

調査船の老朽化ということもありますので、調査リソースが低下しているということが、まず一つ目の課題として挙げられると思います。

二つ目の課題ですけれども、これは二つ目の黒丸に書いていますけれども、変化を捉え切れる、海洋環境の激変を捉えられるレベルのデータが得られていないというのが問題であるということで、下の図でいうと、左下の黄色い箱の中に示してありますけれども、具体的な課題としては、漁業者が持っているデータを漁業者の皆様の協力を得て集めていって活用していく必要があるだろうと。また、様々なソースから得られたデータについては、例えば規格ですとか、あるいは詳細さに一定程度ばらつきが避けられないということで、それを踏まえた上で資源評価に活用していく必要があるだろうということが第二の課題と考えております。

また、三つ目の課題として、上の青い箱の中の二つ目の黒丸の中に示してありますけれども、データと評価のタイムラグがあるだろうということでございます。下の図でいうと、右下の緑の箱の中にあります。具体的には、都道府県などから迅速なデータを収集することと、それから年齢体長関係の特定作業などを効率的に進めていく必要があるだろうということでございます。

10ページ目をお願いします。

10ページ目と11ページ目は、冒頭も申し上げたんですけれども、技術を十分活用していく必要があるだろうということです。特に、資源評価というのは技術の進展をうまく活用していくという親和性が高い分野ではないかなと思います。

少々割愛して御説明しますと、10ページ目には海洋ドローン、これは既に活用しているものもあります。海中の水温ですとか塩分濃度などを調査船から放って自動的に調べてくれると。あるいは、真ん中のところにあります自動観測ブイ、右端に自動にプランクトンを計測してくれる、調査船からこれをつるして、どのようなプランクトンが分布しているか数を調べてくれるというふうな資料となっております。

11ページ目に進んでいただきまして、こちらは一番左端に示しておりますけれども、AIによって市場調査も市場調査員の高齢化ですとか減少というふうな問題もあるのですが、これに対応していくために、市場調査を自動的に行っていく、AIなどを活用して効率的に行っていくというふうなことで、コンベヤや、あるいはスマートフォンのアプリを活用して、漁獲物の魚種判別とか、あるいは漁獲物の体長を測定するというふうな取組に取り組んでいるところでございます。

最後に、12ページをお願いします。

以上、1－1から1－4まででお示ししました現状の分析、課題、技術展望を踏まえまして、次期基本計画期間を含めて今後の対応方針ということでお示ししております。上の青い箱の中に黒丸を三つ示しております。

まず一番上の黒丸ですけれども、環境が大きく急激に変化しておりますと。これを捉えた評価を行う必要があると認識しております。このため、まず一つ目、評価に活用できる漁獲データと海洋データの蓄積を更に進めていく必要がある。また、二つ目として、多様なソースから得られたデータを資源評価に活用できる手法、更に三つ目として、効率的な解析技術の開発というのが必要になってくるかと考えております。

二つ目の黒丸、変化を捉えるために、できるだけ直近のデータを使用していくということが必要になるだろうということでございます。ですので、一つ目として、データを有する都道府県など他機関との連携を充実する。あるいは二つ目、AIも含めた新技術活用などによって、漁獲物の年齢組成などを迅速に把握する手法を検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

三つ目の黒丸ですけれども、資源調査は非常に重要ですが、投入できるリソース量にはおのずと制限もありますので、漁獲データですとか海洋環境データ収集を効率的に行う必要があると考えております。

このため、一つ目として、AIによる画像解析ですとか海洋ドローン、あるいは下の図にありますけれども、漁業者が容易に活用できるポータブルな海洋観測機器の導入など、効率的な情報収集をやっていく必要があるだろうと考えております。

また一方で、調査船の必要性というのは相変わらず存在しております。必要性がなくなるということではもちろんありませんので、ドローンオペレーターですとか、あるいは調査員など、調査船そのもの、それから調査船の運行に必要なリソースの確保に努めていく必要があるだろうと考えております。

以上、資源調査・評価部分の御説明でございました。

○漁獲監理官 漁獲監理官の福井と申します。よろしくお願いします。

私からは、13ページからの2ポツの水産資源管理について御説明させていただきます。

まず14ページですけれども、14ページは先ほど調査の方でも申し上げましたとおり、4月20日の会議で提示している資料ですので、説明の方は割愛させていただきたいと思えます。

資料の15ページからですが、具体的な現状の分析ということで、まずTAC管理でございますが、TAC管理の運用につきましては、左下の図にありますとおり、総量管理の中でも船舶ごとに漁獲の上限を自主的に設定して、漁獲の積み上がり状況等を漁業者間で共有できるアプリを活用して、漁獲枠の融通を円滑に行うことなどによりまして、水揚げ時期の分散による単価の維持がなされるなど数量管理が効果的に実施されているというような事例もございます。

もう一つ、TAC資源拡大、二つ目ですが、右下の図のとおり、TAC管理の課題解決を図りながら、ステップ1、2、3ということで、ステップ1では、漁獲量のTAC報告をしっかりとっていただく、ステップ2では、試行的にTAC数量を配分して試行的なTAC管理をやっていただく、ステップ3で、具体的に採捕停止を伴う本格的なTAC管理へ移行するという形で、段階的に管理を進めていくステップアップ管理を進めているところでございます。

一方で、比較的高い水準の加入があった場合にどう対応するのかとか、TAC管理自体、単に新しい漁業規制を課されるだけではないかというような御意見もございまして、まだまだTAC管理に関する理解というのが十分に浸透しているとは言えない状況にあるということでございます。

16ページになります。

16ページは、現状の分析の二つ目としまして、TAC対象資源の管理のこれまでの成果ということですが、一番左側の小さな図がありますけれども、先ほど資源評価のところにも出てきましたが、神戸チャートと言われるもので、図の左上の赤い部分が漁獲の強さが強くて親魚の量も少ないと、資源が悪いような、過剰漁獲にあるような状況で、そこから漁獲の強さを下げていくことによって黄色の部分に移行させて、更にそこから親魚量が、資源が回復していくということで、右側の右下の緑の方に持っていき、最終的にはそこから親魚量が十分確保された段階で漁獲圧を調整して、漁獲量の増加を目指していくというイメージになります。

真ん中と右側が、令和2年度の評価報告の状況と令和6年度の評価報告の状況でございますが、この両者を比較しますと7種10資源が令和2年度では赤色の部分にありましたが、令和6年度には赤色の部分が3種3資源に減少して、5種6資源が赤色から黄色へと移行したということです。

これらの赤色の部分から黄色の部分に移行した資源について、今後、黄色から緑色に向

かうように、資源を回復させるために今の時点で漁獲の強さを下げているところですが、今後適切に資源管理を行うことで、将来の漁獲量の増加が期待されるということになります。

次に、17ページにいていただきまして、同じく現状の分析の三つ目でI Q管理の状況ですけれども、船舶ごとに漁獲割当てを行うI Q管理につきましては、大臣管理漁業につきましては12漁法・資源で導入されている一方で、I Q導入に合わせた規制緩和というのは進んでいない状況でございます。

これは漁船の大型化等の規制緩和については、同じ魚種を漁獲する他の漁業者等からの理解がなかなか得られにくいということが、まだまだあるということが要因であるというふうに考えております。

一方で、I Qの効果としましては、年間を通じて広い海域で操業が行われていて、許可隻数が多い漁業種類などにおきましては、船舶等ごとに漁獲可能量が配分されることによって全体の漁獲量が有効に活用できたり、計画的な操業の実施によって操業秩序の向上が図られているというようなことがございます。

また、もう一つ、資源状況が低迷していて強度の漁獲制限が必要となるような場合に、総量管理区分のままですと、先獲りによって漁獲枠の逼迫が生じやすい一方で、I Q管理区分では個々の漁業者において計画的かつ安定的な操業が確保されているというような事例もございます。

次に、18ページにいていただきまして、現状の分析の四つ目で資源管理協定でございますが、特に沿岸漁業におきまして、少量多種のローカル資源が非常に経営上重要と、正にこれは日本漁業の特色であると思っております。このような多種多様な資源をパッケージで扱うことができる漁業者による自主的な資源管理が非常に重要だというふうに考えております。

平成30年の漁業法改正で、この自主的管理は、従前の任意の資源管理計画制度から漁業法上、公的に位置付けられました資源管理協定制度に移行しておりまして、令和7年3月時点で968の資源管理協定が存在しているというところでございます。

現在、この資源管理協定について、取組の効果の検証、改良等に関するガイドラインを策定いたしまして、これに基づいた効果検証等を進めていっているところでございます。

次に、19ページをお願いします。

19ページが水産資源管理の着実な実施に向けた課題ということですが、海洋環境

が大きく変化していく中で、まずこれに対応した資源評価を行うために多くのデータが必要であります。それを活用して高度な資源評価が求められていると。高度化された資源評価とそれをベースとした資源管理の着実な実施について、漁業関係者のより一層の理解と協力が必要ということでございます。

T A C資源を始めとした資源管理の課題として、下の図に示しておりますとおり、まずT A C管理については、漁獲量の迅速な把握だとか、T A C配分と実際の来遊状況のミスマッチに対して、融通等を円滑に行う必要があるとか、あと資源の特性と漁業実態に応じた適切な数量管理体制が必要であると。I Q管理につきましては、漁業経営の改善につながるような管理運用の検討、それから資源管理協定につきましては、ガイドラインに沿った形で取組の効果の検証及び改良の実践が必要ということでございます。

20ページが今後の方向性になりますけれども、下の図を見ながら御説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず資源評価について、迅速に収集された漁獲や海洋環境データを活用したデジタル化が非常に重要になってきて、それを踏まえて海洋環境の変化を的確に反映した資源評価、資源評価の高度化というものがT A C管理の基礎として非常に重要になってきております。

こういった科学的根拠に基づいてT A C管理を進めるとともに、先ほど申し上げました資源管理協定も組み合わせた形で資源管理を進めていくと。さらに、T A C管理を進める中で、船舶ごとに漁獲を割り当てるI Q管理を行うことで、漁業許可の方の規制緩和、撤廃等も組み合わせた形で操業効率を向上させて収益性の高い操業体制へ転換していくということを今後の方向性としております。

上の四角囲みの一番下に、ステークホルダー会合やT A C意見交換会における資源ごとの具体的な管理方策の決定に関する議論に加えまして、資源管理の意義とか高度化している資源評価そのものについて理解の促進が非常に重要だということで、漁業者・研究者・行政官間の信頼関係を築く機会を提供するための意見交換プログラム、M R E Pと言っていますけれども、このM R E Pの取組の拡大を推進していきたいというふうに考えております。

21ページが、米国でのM R E Pの状況の資料になります。

米国では、M R E PはMarine Resource Education Programと言っていますけれども、エデュケーションですと、ちょっと我々的には上から目線ばいなということで、我々の方ではMarine Resource Exchange、意見交換のプログラムというふうに位置付けて進めてい

きたいというふうに考えております。

次に、22ページからが資源管理の実効性を高めていくための取組として、漁業取締り、密漁防止、漁獲監理ということでございます。

まず一つ目が、違法操業への対応、これまで水産庁では、漁業取締船等によりまず洋上監視を中心とした漁業取締りを行ってきておりますけれども、数量管理に移行していく中で、陸揚港でのTAC資源の漁獲量の報告、監視・検査を実施していかなければいけないということで、令和6年4月に漁獲監理官が新設されたところでございます。

日本周辺で多くの外国漁船も操業しておりますし、そういう中で、我が国の漁業取締船の増隻・大型化の体制強化を図ってきておりますし、海上保安庁等の他機関とも連携して対応してきております。

沿岸域の特に漁業者以外の密漁というのも増加傾向にありますので、都道府県、警察、海保等の関係機関との間で合同取締り等の実施も行っているところでございます。

最後に、23ページでございますが、漁業取締り、密漁防止、漁獲監理の今後の方向性ということですが、一つは取締能力の向上ということで、我が国EEZの漁業権益を確保するために、まずは現有の取締能力を最大限発揮した上で、暗視カメラや無人航空機等もプラスアルファとして導入、活用して、さらには左下の図にあるのがカナダとの協力覚書の締結の様子ですが、他国の取締機関とも連携して対応していきたいと考えています。

もう一つが、効果的に取締りを推進していくために、今後、大臣許可漁業については、漁船の洋上での操業状況の監視に向けた検討を進めていきたいと考えております。あと、大臣許可以外の漁業についても、漁獲能力が高くて他の漁業種類との調整が必要になってくる漁業とか違反を繰り返すような漁船に対しては、VMSと言われる位置情報の監視システムを導入するような検討も進めてまいりたいと思っております。

さらに、沿岸域の密漁については、引き続き関係機関との連携強化をして推進していくということでございます。

私の方からは以上になります。

○国際課長 国際課長の松尾でございます。

国際的な資源管理ということで、24ページ以降です。

25ページを御覧ください。

国際的な資源管理ということで、まず地域漁業管理機関は世界各地に地域ごと、あるい

は魚種ごとに多国間の枠組みが多く設置されておりますけれども、ここでは我が国にとってより重要で漁業者などの関心も高いW C P F C、中西部太平洋まぐろ類委員会、あるいは北太平洋漁業委員会、N P F Cを例に取って説明をしたいと思います。

地域漁業管理機関においては、科学的根拠に基づいた漁獲枠の設定、国別の配分などの資源管理が進められているところですが、R F M Oにもよるんですが、基本はコンセンサスによる意思決定ということで進められているところであります。

資源の状況に応じて適切に漁獲枠等を設定するというのがスムーズに進められればいいんですが、コンセンサス方式ということもありまして、いわゆる駆け引きによってその合意がブロックされてしまったりということで、資源はせっかく増えているのに枠が増えない、あるいはその逆に、資源は非常によくない状況なのに漁獲の抑制が進まないといったことが起き得ることが課題ということになっております。

そうしたことで、関係国間での交渉は不確実性・不安定性を増している状況にあるということから、このような状況に至らないように資源状況に応じた漁獲枠の算出ルールを定める新たな管理方式というものを、地域ごと、魚種ごとに順次導入を進めていく必要があるというのが課題となっております。

具体的な例として、中西部太平洋まぐろ類委員会、W C P F Cの太平洋クロマグロについていいますと、2015年からの厳格な資源管理が進められた結果、太平洋クロマグロの資源というのは順調に回復しているところです。

それを踏まえまして、2021年、それから2024年には漁獲枠の増大が採択されているところです。2024年には、下に書いてありますように、小型魚10%、大型魚50%の漁獲枠の増大が我が国について実現しております。ただ、これは決してスムーズにこういう結果が得られたわけではなくて、2018年から2020年までの間、あるいはそれ以降も資源が回復していると、我が国周辺でもクロマグロが非常に増えていて、獲れ過ぎて困るというような状況も、そういった漁業者からの声ということも大きくなってきましたので、我が国の方から繰り返し漁獲枠を増やす提案を行ったのですが、関係国のコンセンサスがなかなか得られず、採択に至らなかったという、苦労したというところがあります。さらに、2024年に増枠を行った際にも、一部の関係国から、これは駆け引きのような形でコンセンサスを拒否しようとする動きもありました。

それから、右側のN P F Cですが、サンマは公海と我が国の、あるいはロシアのE E Zにまたがって分布、回遊するものですので、沿岸国という立場で、我が国としては、

いかに公海で、近年漁獲勢力を増やしている台湾だとか中国だとか、そういう遠洋漁業国の公海における漁獲をいかに抑えるかという交渉をやっておるわけですが、これも右下の枠に書いてありますように、2024年に暫定管理方式といって、交渉によって決めるのではなくて、資源の状況に応じて漁獲枠を算出していくという方式が導入されたんですが、それまでは、やはりコンセンサスを得るためにいろんな妥協が必要で、その結果、サンマの資源状況は非常によくはない中で、資源状況から大きく乖離した過大な漁獲枠を設定せざるを得ないというような状況が続いてきております。

これが近年、漁獲枠を順次減少させることが結果としてやられておりまして、中国あるいは台湾については、サンマの漁期の途中でTACの上限に至って漁場から切り上げるというようなことがここ数年続いておりますので、TACとして機能し始めてきているということが言えるのではないかと思います。

以上、RFMOの話でした。

次に26ページですけれども、これはRFMO以外のところでの漁業に関するいろんな交渉が行われている現状です。例としまして、一つ目のボックスに書いておりますG7ですとかG20とか、そういうハイレベルの枠組みでのIUU、違法・無報告・無規制漁業の根絶に向けた議論の活発化というのが近年の動きとして目立つところです。

IUU漁業については、RFMOでもその取締りなど各種取組が進められているところですが、そういう取組とは別に、非常に政治的にハイレベルでの関心が集まっているという状況になっております。

それから、いわゆる環境系の話として、CITESでの貿易規制ですとか、あるいは公海域での生物多様性保護を図る国連公海等生物多様性協定、BBNJ協定というものも最近発効しているなど、環境保護の観点での議論が活発化していると。それによって、漁業への過剰な規制に結びつくことが懸念されているところです。

昨年のCITES、20回締約国会議では、それこそ当時の石破総理大臣以下、我が国として多大な労力、リソースを割いて、ニホンウナギを含むウナギ全種の附属書掲載を阻止したということは記憶に新しいところですが、忘れてはならないのは、この下のグラフというか表にあるように、ウナギ類は成功したんですけれども、それ以外の例えばサメ類なんかは相当可決されていて、やはり貿易規制を進める動きというのは、今後も非常に対処していく必要があるということが見込まれます。

それで、最後の1ページを飛ばして28ページですけれども、今後の方向性です。

R F M Oにおける取組としては、先ほど申し上げたように漁獲枠を資源状況に応じて算出する新たな管理方式の導入など、そういう科学的根拠に基づく資源管理について、我が国として議論を更に積極的に主導していく必要があると。それから、R M F O以外の国際会議についても、先ほど申し上げたような状況にありますので、多様化する議論に的確に対応していく必要があると。そして、これらに対応するための水産庁の交渉実施体制の強化というのはあれですけれども、整えていく必要があるということが課題かと思われます。

今後の方向性として、特に我が国水域における資源管理に直接影響があるR M F O、先ほどのW C P F CですとかN P F Cがこれに当たりますけれども、こうした交渉に力点を置きながら、いろんな国の利害関係が絡む中で、関係する2国間、あるいは多国間のほかの交渉における横断的な対応、我が国の国益全体を俯瞰しながら模索していくなど、戦略的に交渉に当たっていくと。それからR M F O以外での議論ですけれども、特に環境をテーマとした国際条約などにおきまして、科学的根拠に基づく意思決定が確保されるように、国連食糧農業機関、F A Oや各国漁業当局との連携を強化していくと。

それから、人材育成の話ですけれども、国内の関係機関、団体との有機的な連携強化、民間レベルでの働きかけの後押しを図りつつ、関係国との人脈づくり、専門性の高度化等の組織的な国際交渉人材の育成を進めていくということを今後の方向性としております。

以上です。

○佐々木部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の方々に御質問や御意見等を伺いたいと思います。他の委員と重複する御意見等は、なるべく割愛いただきまして、質問等を頂ければというふうに思っているところでございます。

それでは、いつもと同じとなりますけれども、先に会場に御出席の方、次にオンラインで御出席の方の順番で御指名いたします。

それでは、まず会場に御出席の皆様、いかがでしょうか。

それでは、窪川委員。

○窪川委員 石川県で定置網漁業を営んでいます窪川です。

資料の中、資源評価のところ、ページ数でいうと8ページ、9ページあたりなんですけれども、現場感覚との乖離、それと資源評価のためのデータの用い方の話がありましたが、それに関連してです。キーワードとしては、資源評価の遡った修正、それと資源管理の中、つまり能動的に漁獲圧を低下させている中での資源評価、このあたりの意見になり

ます。

ちょうど4日前にも全国ニュースになっておりましたが、新潟県の佐渡沖の内海府という地域でクロマグロが入り過ぎて困っていると。新潟県に問合せをしましたところ、新しい管理年度が4月から始まって、その地域のマグロの年間の漁獲枠が小型と大型を合わせて約100トンのところ、既に500トン以上、単純に計算して獲っていい量の5年分を僅か1か月半で放流する事態になっていると。これはこの地域だけではなくて、新潟県のほかの地域や、私の定置網、石川県でも今年はマグロの大量入網、大量放流が続いています。

数字的に、これは多分、恐らく想定されている資源評価で計算されたこの地域でのマグロの総資源量をはるかに上回るマグロを網から逃がしている状態になっているんじゃないかなと思ひまして、資源評価が正しいとすると、いる量より多く入って逃しているという意味不明な状態になっているんじゃないかと思ひます。

もちろん、海の中の資源評価は見えないものを相手にしていますので、実態と違った数字が立ってしまうことは仕方ないと思ひます。その上で、今回逃した500トン、5年分のマグロは今年生まれたサイズでは到底ありませんので、去年もおとしもいたということになります。こういうケースでは、遡って資源評価を修正する必要があると思うのですが、そのあたりは水研はどう対処されているのか、教えていただきたいです。

こういったことがあると、漁業者の資源管理の理解が進まないというのが起きるということもあるんじゃないかなと思ひます。また、これはクロマグロに限らず、先々あらゆる魚種において資源管理、獲り控えをしている中での漁獲量を基にした資源評価が進むことになるので、これは考えた値と実態が違ふということが今後当たり前に起きてくるのではないかなと思ひます。

資源管理をより実態に近い数字で行うために、多年生、複数年生きる魚種については、こういった突発的な来遊で、いなかったはずのものが後から見つかったような数字が上がったときには、資源評価の遡った修正が不可欠だと思いますが、この点をお答えいただきたいと思ひます。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございました。

今、評価の件の御意見が出ましたけれども、評価に関して何かございますでしょうか。

それでは、釜石委員。

○釜石特別委員　全日本海員組合、釜石です。

窪川さんの話とちょっと重複するかもしれないと思ったので、手を挙げさせていただきましたが、資源評価・調査をする上で基となっている漁獲量データというのは、今、魚市場に水揚げされた数量のみが算定の基礎となっていると思います。ですが、今、窪川さんがおっしゃったように、1回網に入ってきたけれども、放流したものもやはり総体数の中であって、資源量の対象としなければ正確な数字というのは出てこないというふうに思います。

本来であれば、EEZ内にあるTAC対象の総数量、これを導き出してTACを配分するのが望ましい。ですけれども、自然環境の変化、それから気象、海象の変化を伴って算定していくわけですから、そこには不確実性が伴う。これはもう皆さん理解されているところだと思います。

ただ実際に、今、海で獲れているけれども獲れない。自主的な管理の下に漁獲を制限している。これは窪川さんもおっしゃっていましたが、水揚げをした数量だけを対象に次年度のTACを今決めている状況にありますので、まずその整合性を皆さんで考えていかなければならないと思います。

この資源評価、資源調査のところにも「漁獲量の迅速な把握」と書いていましたけれども、やはりここで書いてある市場の数量の算定というのが出てきていましたので、それだけでは足りないのではないかとこのことを指摘しておきたいと思います。

以上でございます。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

投入できる人的資源の限りがある中で、いかに効率よく、そして正確にということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、三浦委員、よろしくお願いします。

○三浦委員　全漁連の三浦です。

何点かあります。まず一番最初の2ページ目の総論のところですね。今のご説明ですと、「資源管理の着実な実施による漁獲量の維持・拡大」、それから「養殖生産量の拡大により、水産物の生産・供給量の増大を目指す」ということなんですが、海洋環境がこれほどに激変している中で、本当に資源評価が正しいのか、そしてまた先ほど窪川委員が仰っていたように、逃している魚種に対して改めて資源評価の修正をやっているのか、一年魚の資源評価はちゃんとできているのかななどを考えて

いくと、資源評価への不確実性が非常に高いのではないかと思います。

そうした中で、漁船漁業においては漁場環境ですとか、それから漁場機能、そうしたものを保全・回復させる政策というのが非常に重要となってくると思います。なぜかという、資源管理一本やりの政策ではなく、やはり「資源自体を増やしていく」方向にかじを切ることも必要となってきたのではないかなと思っているからです。

そして養殖魚についてですが、「養殖魚を増やす、増やす」と言いますが、国際的な魚粉需要の高まりによる価格高騰によってもものすごくコストが上昇し、採算が合わなくなってきましたよね。そういったことをどうしていくかという「餌の問題」と。

それからもう一つは「種苗の問題」です。天然種苗を使用したり人工種苗を使って種苗を確保していますけれども、種苗がなければ生産できませんよね。そういった天然種苗が不漁の時の種苗の確保をどのようにしていくのかなど総合的に考えていかなければならないと思います。そういうことまできちんと記載していただきたいなと思いました。

それから、今度は5ページ目です。下の四角囲いのところの3ポツ目のところで、644市場で電子データの収集体制を構築し、こうしたデジタル化を推進して、このデータを使いながら資源評価を行っているということですが、しかしながら一方で、今現在、TAC報告というのは、漁業者が個別に行う建付けになっているのですよね。沿岸漁業では何千、何万と漁船がある中で操業しています。そういった中で漁獲データを集める場合においては、正確で迅速な収集体制を構築していかなければなりません。このような市場データを使っていかなければ正確で迅速な漁獲データの収集はできないと我々は思っています。そうした状況の中で、TAC報告についてもこういった機能を実装する考えがあるのかどうか、そういったこともしっかりと尋ねておきたいと思います。

続いて、8ページ目のところです。これにつきましては、先ほどお二方がすでに仰ったのですけれども、やはり漁業者の現場感覚とずれているというのは、実際こんなに海洋環境の変化がすごく激しい、1年ごとに海の状況が大きく変わっている中で、2年前のデータを使って評価を行うと、「漁業者が今獲っている感覚と、また、今出ている資源評価との食い違い」というのがマグロなどでよく表れているのかなと思います。

それから1年魚です。当歳魚において、イカのように、その年に生まれて加入が多かった、少なかったで漁獲量が大きく変わるような魚、そういった魚にはどういう資源管理を行っていくのかなど、MSYによる資源管理を実施している国がほとんどない中で、当歳魚の管理・評価をどうしていくのか。当歳魚を管理するためには、1年前のデータでもあ

まり意味はないですね。そのときに獲れている、今獲れている実際のデータも使用していきながら解析をしないと、本当の意味での資源の評価・資源管理にはならないと思います。そういうことも検討していただきたいと私としては思っております。

そして次は16ページ目のところです。この個所への発言で一旦は終わりにしたいと思いますが、3つある図面のうち一番左にたいへん分かりやすい神戸チャートが出ています。ここで表現されているのは、次のような内容です。漁獲圧が赤のところにいるので、漁獲圧が高くなっている。この漁獲圧を下げることによって、黄色の部分に行きます。黄色の部分の状態を続けていくことによって資源が回復し、資源量が増えていき、青の部分に移行します。それで漁獲量を増やしていくことができる。こういったサイクルをつくり上げていくことが重要だというのは、我々としてもすごく理解できます。

しかしながら、この間、5月18日の資源管理分科会でも出たのですが、たとえ「漁獲圧をゼロ」にしても減っていく資源があるということです。ゼロにしたところで増えない資源がある。それはどういうことなのか、資源管理をしている我々としてはよく理解できないのですよね。それぐらい海洋環境が激変しているのか、それともまたがり資源なので、日本だけで資源管理をしてもどうしようもないのか。科学的に海の中のことを全て分かっているわけでない中において、そういったことを疑問に思ってしまう。

魚種別に、特性も違う、それからまたがり資源、特にまたがり資源では、中国、それから韓国、台湾を含めて、公海上での漁獲によって資源が減ってきたものも、たくさんありますよね。我々はむかしからずっとそれらを主張してきました。しかしながら「そんなことはなく、日本の漁船が獲り過ぎていたんだ」と言われ続けていました。結果的にサバなどについては今、水研機構も環境変化に加え外国が獲り過ぎたことも原因であることを認めております。

我々漁師としては、やはり「漁獲圧を我慢して獲らなくして、資源管理を実施することで将来、資源が増えるんだ」と、そういったことを期待するからこそ資源管理を頑張っと思うのであります。しかしながら、「資源管理をやっても何も増えない。」。こういった状況の中で漁業者は我慢できるのだろうか。先ほど申し上げましたように漁場環境や漁場機能といったものを保全・回復させるですとか、もっと有効的な種苗放流をするとか、有機魚礁の設置など様々な方策も、資源管理と併せて施策を考えていくことが重要だと私は考えております。検討をお願いします。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、井出委員、お願いします。

○井出特別委員 ありがとうございました。

20ページで、細かいんですけども、2点あります。

一つは、資源管理のMR E Pは非常にいい取組だと思います。ただ、説明の中で、アメリカではエデュケーションだけですけども、日本では上から目線だからエクスチェンジにするという説明があって、ちょっと違和感を覚えました。

エデュケーションは、もともと上から目線で教えるというよりは、中にある力を外へ引き出して育てるという意味ですので、エクスチェンジにしたいのであればそれでいいんですけども、ちょっとどうなのかなと思いました。

それともう一点、20ページのオレンジ色の箱の中の真ん中に「漁法や船舶の規模に関わらず漁獲可能」と書いてあります。書籍や記事を書いている中で、私もこの「関わらず」という文字を使ってプロに指摘されたんですが、この文章では、関係の関という字は使いません。平仮名で「かかわらず」、若しくは「拘わらず」というのをを使うそうです。ここは修正した方がいいかなと思いました。

以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

江崎委員、お願いします。

○江崎特別委員 ありがとうございます。

事前のときにも少しお話しさせていただいた内容で、もう一回、自分が何をお伝えしたかったのかを考えて発言させていただくのですが、私の視点としましては、沿岸漁業とか地域漁業というところの視点からの話です。

先ほど18ページの中にもありますように、ローカル資源に対して自主管理の計画というのを結構なされているのは、少しは分かっているつもりなんですけれども、実際それをしていても、おっしゃられたように検証がなされていない、効果が分からないということがあって、実感としては多分地域の人たちは持っているんですが、その結果、マイナスイメージが付くと、次に管理をしたい資源ができてきても、そこに手を出しづらくなるという意識的なマイナスのスパイラルが生まれるのではないかなというところが最初の懸念としてありました。

ですので、もちろん国としてTACとか大きな全体としての調査の主体というのは、一つは大事ですけれども、ローカルが主体となってやっていくこの調査、管理というところをもっと押していく、そこが持続していくような、もうひと押しが必要なんじゃないかと思っています。そうすると、やはり計画の見直しももちろんですし、時々ちゃんとチェックするということですね。それと、マイナスに見えてしまう、見えてしまわないように何かと抱き合わせというか、今日は資源管理の資源調査、資源管理の話なんですけど、もう少し全体として基本計画を立てたときの各項目の中で、アクションプログラムになったときに、横断的なプロジェクトになるような発想も少し転換として必要なのではないかなと思っています。

例えば資源管理の計画と海業をセットにするとか、そうすることで、マイナスを作りつつプラスを作るというのをセットで考える計画であればもう少し補助金が出るとか、そういうことを想定した上で少し文言を、私はちょっと細かく言えないんですが、想定した文言が入っていると、今後展開がしやすいのではないかなというふうに考えました。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

会場の皆様、ほかに。武井委員。

○武井委員　福井県、港町で地魚教室をしております武井です。お願いします。

4点お願いします。

15ページ、TAC資源管理の進捗状況の表についてです。マダラ、ブリのところステップ2とあります。この表と16ページの表、令和6年度評価報告を照らし合わせてみると、ステップ2に位置するマダラは、親魚がMSY水準より下回りつつありますね。枯渇してからステップ3に移行すると、やはり急激に厳しい漁獲制限が必要になると思いますので、2から3へ移行する判断基準をどのように考えているか教えてください。

二つ目にいきます。16ページ、そのままの右の表です。マサバについて、令和2年度よりも令和6年度、単純にちょっと比較してみると、2.2倍ぐらい悪化しております。このまま親魚が減少する中でも漁獲圧が高い状況で続いているんですが、これがTAC管理と自主管理のみで、今後も資源管理が、資源回復が可能でしょうか。もうちょっと突っ込んで聞きますと、サイズ制限というのは必要ないでしょうか。

私は消費者ポジションで仕事をさせてもらっておりますが、やはり消費者としては、国産魚が安定して売場に並ぶことを切に望んでおりますので、その点からもサイズ規制とか

未成魚の保護を本格導入しない理由があれば是非教えていただきたいです。

続いて、3点目、お願いします。17ページの黒枠、上の枠の黒丸一つ目。ここに書いてあること、I Q管理の導入に伴い、規制緩和をし、漁船の大型化をするということが示されていると思いますが、資源管理の面から、なぜ大型化を必要とするかをもう一度改めて教えていただきたいです。

4点目です。全体的に記載がなかったので、ラスト、質問を一つさせてください。魚が卵を産む場所として重要な藻場がありますが、藻場というものの資源管理については、どこで検討するといいのかなと思ひまして、質問させていただきます。

以上4点、お願いします。

○佐々木部会長 分かりました。

神吉委員、先ほど手を挙げていらっしゃいましたね。では、神吉委員。

○神吉委員 食の編集をしております神吉と申します。よろしくお願いします。

先ほど沿岸漁業について御指摘があったんですけれども、私も18ページの「現状の分析」で、沿岸漁業は漁業者の自主的な資源管理が重要な役割を担っているという説明があるんですけれども、その一方で、資源評価の高度化とか、沿岸漁業についての科学的支援体制についての記述の印象がちょっと弱いと思うんです。ここはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

Chefs for the Blueという全国の料理人が、大臣に宛てた提言書が先日提出されました。その中で第一に挙げていらっしゃったのが、沖合資源に続く、沿岸資源管理の科学的強化ということを提言されていて、やはり地域経済の基盤を作りますし、外食産業の中でも付加価値の高い魚が沿岸漁業にあるということで、漁業者の自主的な資源管理ということだけに頼ることなく、もっとT A C資源管理とまでいかないまでも、何か科学的な検証だったりルールというのを強化していくということが、国民目線でいくと必要ではないかというふうに思いました。その点、1点です。ありがとうございます。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

では、渡部委員。

○渡部委員 重複するところはもう省いて、今までおっしゃっていただいた各委員の意見に賛同するところはたくさんございますけれども、それを除いてちょっと発言したいと思います。

26ページに漁業をめぐる環境等に係る交渉の現状ということが書かれておりまして、こ

の中で、特に国際会議等について、こういう動きであると、現状であるということがございます。その中で、二つ目の黒丸ですけれども、そこに「環境保護の観点での議論が活発化し、会議によっては環境当局の出席が多く漁業への過剰な規制がなされることが懸念」ということが書いてございます。これは本当によく書いていただいたなというように思っております。

世の中の動きを見ていたら、特にいろいろな部局が参加をするような会議、また、その政策判断、そういうものを全体的に見たときに、環境は非常に幅が広いんですけれども、環境が主張されることのプライオリティーが非常に高いと。環境が言っておったら、環境破壊をするんだったら、それはやめておきましょうとか、もうちょっと控えてくださいというようなことの動きがちょっと過剰であるんじゃないかなというような気がするわけで、ここは大変よかったなというように思っております。

それと、その下にも国際会議において、ニホンウナギを含むウナギ属全種の附属書掲載を回避してもらったと、これを書いていただいております。そのときに、それ以外の、残念ながら掲載をされて、だから回避できなかったものですね。それにもちょっと今、サメ類というようなことに触れておられましたけれども、そこらもできたらまた書いていただきたらなというように思います。

これは広く国民に向けての情報提供という意味で、残念ながら、こういうものについては、我々にとっては余りいい方向、我が国にとってはいい方向に行っていないというようなことも多少書いていただけたらなというように思っております。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございました。

では、細谷委員。

○細谷委員　主婦連合会の細谷です。よろしくお願いいたします。

5 ページのところの基本計画の3 番目のポツに「わかりやすい情報提供・説明を行う」という記載がございます。多分、先週なんですけど、平日の朝から情報番組を、ほとんどの方が見られていないと思うので、そこで特集が組まれまして、資源管理について大分長い時間、コーナーで説明がなされていまして。

その中では、資源管理は、やはり獲らないというような、それだけでいいのかと、実際に武井委員もおっしゃっていましたが、小さいお魚を獲ってしまうとか、それから卵を持っているお魚を獲ってしまう、そういうことでお魚が増えないという状況があるん

ではないかというような指摘をされていらっしゃる番組だったので、私も見入ってしまったんですが、正しいか正しくないかは分かりませんが、正しい報道をしていただくというのも一つだと思いますし、その報道のベースになっている情報、そこは情報ソースをどこから取っているのかとか、そういうこともあるかと思いますが、一度検証いただいて、正しい情報が消費者に伝わるようにしていただければなと思った次第です。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

では、三浦委員、お願いします。

○三浦委員　三浦でございます。

また発言させていただきます。20ページのところを見ていただきたいのですが、「今後の方向性」ということで資源管理の方向性というのが書かれています。その中で上半分の囲みの4ポツ目の「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた数量管理を実現するための課題を整理」するということです。

日本の資源管理というと、実績管理なんですよ。実績主義に基づいて漁獲枠を配分していく。そういうふうになっているんですが、しかしながら、ノルウェー等の海外を見ますと、資源管理をするにあたっては、漁獲量配分の際、大型漁船と小型漁船とによって配分率を変えるのです。当然、経済的な弱者である小型漁船に配分率を高くするのです。そうした形で、経済的な弱者である小規模漁業者に対する配慮というものが行われているのです。

さらにまた、資源評価によって漁獲量、漁獲枠を大幅に減らさなければならないとき、日本では、大型漁船から、沿岸の小型の漁船や定置網漁業、そしてまた釣り漁業といった、資源に大きなインパクトを与えない漁業にまで一律に同じ割合で減らしていくのですよね。それに対して、ノルウェーなどを見ますと、「トロールラダー」という制度があって、漁獲枠を大幅に削減するときには、経済的なダメージの大きい小規模漁業者に対しては、減らす割合を少なくし、そしてまた、ほかの魚を獲ることもできるような、大型漁船に対しては漁獲枠の削減割合を多くするのです。

例えば、全体で4割の漁獲枠を削減する場合、小型船漁業者に対しては3割しか削減しない。しかしながら、大型船漁業者に対しては5割削減するということをしながら、沿岸漁業や小規模漁業者への配慮等も行っているということなんです。こういったことも検討していただきたいなと思っております。

特に日本では沿岸漁業を中心に、世界でも類を見ない高鮮度流通によって生食文化という、本当に世界に類のない、唯一の文化というものを築き上げている国です。海洋環境が激変し、漁獲量が減少している中において、獲った魚の経済的価値ですとか、それを生かすことのできる漁業、そうした沿岸漁業に多く獲らせる、そういったような経済的配慮や地域産業への配慮といったことも考えながら配分をしていくことも必要な時代になってきているのではないかと思います。

それから、先ほども出ましたマサバの資源です。マサバの資源について水研機構さんは、『最近のマサバ（太平洋）の資源の状況及び不漁の要因について』という令和7年11月11日付の公表資料で、海洋環境の変化による回遊経路の変化によって餌の事情も悪くなり、加入が少なくなったため、資源が減少したということで、海洋環境の変化というのを非常に大きな要因として挙げています。更にこのような、海洋環境の変化によって資源が増加しにくい状況下で、外国の漁獲も加わって高い漁獲圧がかかり続けたことによって資源が減少したんだと、このように説明しています。我々漁業者は以前からそのことを言っていました。公海上のまたがり資源であっても、日本は沿岸国であり、日本の沿岸地域で産卵し、そこで育った資源・魚が、また公海上に出て行く。その資源を外国漁船が1,000トンクラスの大型の船でどんどん獲っていく。その漁獲圧によって漁獲量が大幅に減少したことについて、我々はそうなのではないかとずっと言い続けて、今、ようやくこれが認められてきました。このような状況の中で、国際的な資源管理が非常に重要であり、沿岸国の主張をしっかりと行っていくことが重要だと思います。

特に——これもノルウェーの話を出しますけれども——ノルウェーは、グリーンランド、アイスランド、それからEU、イギリスなど、全ての国が漁獲データを出しながら、そのデータに基づいて資源管理を行い、漁獲量をそれぞれの国ごとに割り振る。そういったやり方をする事で、的確な資源管理が行われているんですが、日本における資源管理において、外国からデータをもっている国はありますか？ 中国も出さない、韓国も出さない。そしてまた、ロシアも出さない。そうした中で、日本だけが資源管理を実施していても意味がありません。

以上です。

○佐々木部会長　ありがとうございます。

確かに、日本の場合、EEZの境界確定がなかなか難しい海域もあり、また二国間の漁業条約との関係で漁場も不安定であったりもしますので、資源管理には漁場の安定的な確

保、外国漁船対策みたいなものも両輪として必要なのかなと、私もそれは思いました。

ほかに。窪川委員。

○窪川委員 すみません。先ほどサバの話が出ておりましたが、16ページの神戸チャートの図なのですが、マサバとゴマサバを分けておりますが、漁業現場として大量にサバが入ったとき、うちの定置網も10トン、20トン、まとまってサバが群れごと入りますが、特に大量に入ったとき、マサバとゴマサバを選別していません。市場に行っても、その市場も選別していません。冷凍をかけて価格がすごく安くなるものですから、選別する意味がないという状況で、そのまま流通は最後まで行っていると思うんですが、マサバとゴマサバを生物的に分類されておりますが、どこまで精密に分けられているのかなというのが疑問に思います。現場として、すごく疑問に思います。今まで漁業をやってきて分けたことがなかったんですが、そのあたりはどうか、ちょっと教えてください。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

一旦オンラインの方に行きたいと思います。

オンラインで御参加の皆様、お待たせしました。どなたかクリック、挙手ボタンを押していただければ私の方から御指名しますので、いかがですか。

それでは、関委員ですよね、今、手を挙げられているのは。

○関特別委員 聞こえていますでしょうか。

○佐々木部会長 大丈夫です。お願いします。

○関特別委員 皆さん様々な意見が出ておりますけれども、私は漁業者目線と漁協の立場から言わせていただきますと、やはり制度の仕組みを漁業者が分かっているかどうか、いわゆる全体像の枠の中で、例えば水産庁もPR活動をやっている中で、パンフレット等をウェブサイトなりで紹介しておりますけれども、これらについて、行政研究者向けの内容が非常に多いんじゃないでしょうか。

あと、県の広報関係につきましても、資料等が専門的で現場の漁業者には難しいというふうに感じられることがあるのではないのでしょうか。国自体、この協議会等を策定しているこの資源管理については、制度的な支援、技術的支援、財政的支援を行っておりますので、もう少しPRしているという部分もこれらに記載した方がよろしいのではないのでしょうか。

私の方からは以上でございます。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほかにオンラインで御出席の委員の皆様、いかがでしょうか。挙手ボタンをクリックしていただければ、私の方から御指名いたします。

では、前田委員、よろしくお願いいたします。

前田委員、いかがでしょうか、今、挙手されておりましたよね。

○前田特別委員 すみません。

○佐々木部会長 聞こえております。

○前田特別委員 全海水、前田です。

今現在、日本はTAC管理とかIQ管理ということで、魚を獲らずに守りでといいますか、魚を増やしていこうというふうを考えて取り組んでいますけれども、それだけでなしに、もっと魚を増やす方向で考えていってほしいなというふうに思います。

放流事業も一つかと思えますけれども、あと、太平洋マサバなんかは、今現在5年間かけてやっと500グラムに、成長しないというふうに聞いています。日本海側のマサバは、2年間で500グラムになるというふうに聞いています。また、養殖でマサバを育てると、2年で約1キロぐらいにまで成長します。というふうに考えると、太平洋マサバなんかは明らかに餌が足りないというような状況にあるのかなというふうに思います。

もっと魚を増やすためには餌が必要かと思うんですけれども、餌を作り出すような方法を考えてほしい。有効なプランクトンであるとか、そのプランクトンを増やすような取組、栄養塩の増加、そういったものを国として取り組んでいって、魚をそういう方法で増やしていってほしいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほかにオンラインで御出席の委員の皆様、いかがでしょうか。

では、久賀委員、よろしくお願いいたします。

○久賀特別委員 ありがとうございます。

資源管理のことについてです。

生産にとっては、TACと来遊のミスマッチが大きな問題だということが、先ほどの議論の前段で各委員から意見が出ておりますけれども、私もそのことがやはり国の資源管理への信頼が構築できない要因になっていると思うんですね。

なので、MREPのような取組に注力するよりも、資源調査とか評価、あるいはその実態に合わせた管理制度の運用をどうするか、そういったことを考えるなど、政策の根幹部分の方に財源、人材をしっかりと使った方がいいのではないかと思います。

管理制度の理解増進、普及の取組自体は否定しないんですけれども、やはり基本的には今いる漁業者に獲ってもらわないと水産業が維持できないので、彼らに安心して漁業をしてもらえるように、管理制度自体の精度を上げていくということの方が非常に大事ではないかなと思いました。

以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか、オンラインで御出席の委員の皆様。よろしいですか。

オンラインの皆様、いいですね。分かりました。

では、会場の皆様、もうそろそろ時間も押してはいるんですが、では、川畑委員、お願いします。

○川畑特別委員 すみません。沿岸漁業をしている川畑です。

ちょっと悪口になっちゃうんですけれども、先ほど久賀委員も言われていましたけれども、MRE P、相当大変と思います。先輩漁師のことを悪く言うつもりはないんですけれども、反対勢力の方々、獲るだけ、今だけ、自分だけと考えていて、5年後、私は漁師をしていないような、そういう話をする無責任な方々に対して、資源管理というふうな部分を議論するというのは相当大変かなと思うんですけれども、これは誰がどういうふうな方向性を持って進めていくのかというふうなことを、ちょっと教えていただければいいかなというふうに思いました。

○佐々木部会長 ありがとうございます。

ほか、会場の委員の皆様、よろしいですか。

では、江崎委員、お願いします。

○江崎特別委員 先ほど神吉先生がおっしゃられた話なんですけれども、正にちょっと私、さっき言った話はそこでして、地域の中で資源管理をしたりとか、どうやって補填するのか、いろいろあると思うんですが、例えばブランディングであつたりとか観光と絡んだりとか、ほかの魚種を獲るとかあるんですけれども、それをほかのお金でも持ってこられるところはあるんですか。

おっしゃられるように、科学的根拠は、私はブランディングしているんですけれども、やはりすごく大事で、その科学的根拠を資源管理するときも、例えば県とか市とかで、さっき窪川さんのお話をお伺いしていて、うちはサワラとかをやっているんですけれども、それを大きな系群とかというふうに何も分かっていないところなんです。でも、みんな資

源管理をしたいと思っているときに、調査をしようと思ってやっても、標識を付けるのに、たったの50本とかしかできないんですよ。50本標識を付けて放流しても1匹も返ってこないから、結局どこに行ったかも分からないし、なので、回収できないのは、やはりその調査のところなので、お金として返ってくると、これだったら投資できるけれども、そこに支援ができるような考え方を、ここに是非入れておくという意味で、科学的というのは、是非私もそう思いますというところです。

○佐々木部会長 分かりました。

よろしいですかね。

それでは、御意見等、一通り出そろったというふうに理解いたしましたので、それでは、事務局からそれぞれの御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○企画課長 まず全体的なお話ですとかは、企画課長の私の方から回答させていただきます。

まず三浦委員から御指摘いただきました2ページの対応の基本方向のところ、資源評価の制度の話、漁場環境機能の回復などが重要ではないか、養殖に当たっては種苗や飼料の確保も重要ではないかというところは、水産白書の議論のときも御指摘いただいています。非常に重要だと思っています。

ここは紙面の関係で、いろいろちょっと省略してしまっていますが、今日は資源評価、資源管理、国際的な話ということですが、次回以降、順次養殖なども取り上げていきますので、その際には、そういう視点もしっかり入れた形で資料の作成などを行っていきたいと考えております。

あと、当課の関係では、17ページのところで武井委員から漁船の大型化が必要な理由というところで御質問がありましたけれども、漁船の大型化というところは、今日は資源管理の文脈で資料を作っていますので、漁船の大型化等の規制緩和というのが、ここだけばっちと出ちゃっていますけれども、これはまた次回に議論させていただこうと思っていますけれども、漁業の担い手の確保とか漁業労働の安全の確保とか、全く別な観点で、例えば漁獲量を大きくしなくても漁船そのものを大型化することで、個室を乗組員の方に用意できるようになるですとか、そういう居住性の確保とか、より大きい船の方が安全になるということで安全性の話とか、また別な観点からもそういう要請があるというところがありますということは、ちょっと補足させていただきます。

また、藻場の話とかはどこで議論するのかというお話がありましたけれども、そういつ

た漁場の整備の話とかは、この水政審企画部会の後半といいますか、次々回、更に以降かもしれないけれども、夏ぐらい、夏以降かと思いますが、順次いろんなテーマについて議論していく中で、そこも取り上げる予定でありますので、よろしくお願いします。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

実績の調査、評価について様々御意見いただきました。ありがとうございます。いずれも非常に貴重な御意見でしたので、持ち帰ってじっくりと検討したいとは思いますが、そう申し上げた上で私の今考えたことを申し上げますと、まずクロマグロがたくさん入っていると、遡り修正するとか、あるいは定置に入ったもの、放流したものについても資源評価に入れるべきではないかというふうな御指摘を頂きました。

過去に遡って、これまでやった資源評価が正しかったのかどうかというふうなことを評価するというのは、非常に重要な観点かなと思います。一方で、クロマグロは、管理の現状が少々複雑で、W C P F Cでの管理というのが行われております。各国科学者が行った資源評価の結果をW C P F Cの科学委員会に持ち込んで、科学委員会でクロマグロの資源状態を決めまして、枠を決めて各国に配分して、その各国の配分したものを各国でまた国内配分するという構図になってございます。

ですので、25ページにその旨は書いてありますが、資源は回復しているので増枠すべきだというふうな主張を行っても、これがなかなか通らないということもあるというのが現状ですけれども、いずれにしても、我が国がW C P F Cの科学委員会に持ち込む科学評価の精度を向上させることが、より現場の状態に見合った管理につながっていくということはあると思いますので、どのように改善していくべきなのかというのを考えていこうと思います。

それから、8ページに関して、2年前のデータを使っていれば当然漁業者との感覚の乖離は起こるから、より直近のデータを使うべき、リアルタイムのデータを使うべきというふうなお話がありました。

必要に応じて、例えばスルメイカについては資源評価の年のデータを使用しているとか、あるいは必要に応じて評価年に行う補助的な調査によるデータを盛り込んでいき、資源評価が正しく行われたかどうかレビューしていくこと等に取り組んでおります。これは重要な観点だと思いますので、今後も必要に応じて行っていくというふうなことなのかと思います。

それから、資源の調査、評価について、テレビの放送があって正しい報道が行われてい

るかどうか情報を提供すべきだと、正しい情報が提供されるべきだというふうな御指摘がありまして、これは水産庁とか、あるいは機構でも様々な情報提供、説明には努めておりますけれども、これも御指摘がありましたけれども、教育、普及は良いが、漁業者に伝わりにくいというふうな御指摘がありました。資料の6ページに書いてありますが、「資源評価の内容は難解であり、漁業者等の理解が必ずしも十分とはいえない」ということで、この点については、更に漁業者、現場の皆様の資源調査・評価に関する理解が深まるようにということで、更に取り組んでいく必要があると考えております。

それから、資源調査・評価とか、あるいは資源管理に更にリソースを投入していくべきだというふうなお話がありました。

更にリソースを確保していく、努力はしていく中、この資料の中にも記載しましたが、AI活用とか新技術の活用などによって調査そのものを効率化していき、リソースを確保しつつも、更にこのリソースを効率的に活用して十分な調査・評価が行われるよう、取組を進めていく必要があると考えております。

資源調査・評価に関しては、以上でございます。

○漁獲監理官 漁獲監理官でございます。

複数の委員の方から、MRE Pに関して御意見を頂きました。

まずMRE Pのそもそもの言葉の意味として、エデュケーションとエクスチェンジのところですけども、我々もエデュケーションを最初に使っていたんですけども、いろんなところから、エデュケーションというのは、日本語訳の問題として教育という言葉、エデュケーションというより教育という言葉について、ちょっと違和感を感じられる方がいるという御意見を多数頂いて、エクスチェンジという形で今進めさせていただいているところでございます。

あと、漢字の方は別途対応させていただきたいと思います。

それから、同じくMRE Pについて、MRE Pをやるよりも、まず管理の精度を上げていくと、久賀委員からも御意見いただきましたけれども、それは当然、管理の精度を上げていくことはTAC管理をしていく上で必要不可欠なことです、それは第一義的なものとしてやっていきたいというふうに考えております。

川畑委員からもMRE Pは相当大変だという御意見を頂きましたけれども、我々も正に同じような認識を持っておりまして、一方で、MRE Pをやっていく中で、まず今年度から既にモデル的な取組をやろうという方向で準備をさせていただいておりますけれども、

これまでいろいろ漁業者の方との資源管理に関する説明会、意見交換会等をやっていく中で、どうしても行政側と漁業者側という感じで、二極的な感じで、どうしても意見交換なり行政からの説明という一方方向からの説明みたいな場面が非常に多数ありましたので、M R E Pでファシリテーターのような方に入っていただくような形で、こういう円卓のような形で、皆さんでいろんな意見を出し合って、資源評価、資源管理について共通認識をできるだけ持って、お互いのすり合わせをしていくとか、そういう形のことをまず進めていきたいというふうに考えておりますので、是非ここにいらっしゃる委員の皆様にも御参加いただける方には御参加いただいて、そういう取組に御協力を頂きたいというふうに考えているところでございます。

それから、マダラ、ブリ、マサバのステップアップ管理については、資源管理推進室長の方からお答えいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

御質問のありましたステップアップ管理につきましては、資料の20ページを開いていただきまして、私の方から多少の補足、T A Cのステップ管理が始まった背景を説明します。

漁業法を改正し、資源管理はT A Cを基本とする中において、T A C対象資源を拡大していくという流れがあります。そのような中において、新たなT A C資源については、T A C管理に実際に取り組まれた経験が薄かった漁業種類、地域というものが存在しますので、いきなり本格的なT A C管理を始めるのではなく、段階に応じて徐々にT A C管理に慣れていくんだということから始まった制度です。

20ページのところに書きました四つ目のポツに書かれています、「対象資源の特性やこの資源を利用する漁業の実態などを踏まえた数量管理を実現するための課題」を整理して、解決のための取組を行っていく。その進展の度合いに応じて、2から3に上がっていくルールとしています。そこについては、数値目標だとかではなくて、我々管理当局の方で、課題解決の取組が進んでいるかどうかということによってやらせていただきます。

ただ、特に推進室長という立場において大事な点としては、多くの委員に挙げられていました資源の持続的利用が、漁業の基礎であるということ。ここのバランス、つまり、ずっとそのままにしたことで資源が悪くなってしまうと、それは長い目で見たときに、日本の水産業に関わる全ての人にとっては、やはりそういうことは避けるべきですので、そういう点も念頭に、課題を整理し解決に向けて取り組むところを推進室の方でしっかりとやっていきます。

マサバにつきまして、資源の現状を踏まえて、サイズ規制を入れるべきではないかとの御意見を頂きました。

資源管理の原理、原則や科学的、学術的な部分においては、小さいものを獲らないようにすることは非常に大事であることは私たちも認めるところです。

マサバ太平洋系群については、資源が限界管理基準値という、これ以上下回ったら、再建に向けた取組を行う閾値を下回った状態ですので、その資源再建計画を今後立てていくことを、先月の水産政策審議会資源管理分科会で水産庁から報告したところです。その中で何ができるのか。TACは資源の減少に応じてより厳しい数量になっていますけれども、それだけではなくて、計画中で小型魚の獲り控えなど、どのようなことができるのかということを実際に漁業に取り組まれている方と議論させていただきたいと思っています。

その関連で、マサバについては三浦委員がおっしゃいました、沿岸国のこのような取組を含めた努力というものを、やはり国際交渉の場でしっかりと日本の立場として主張していくんだということを考えています。

○国際課長 今、室長の方から最後に触れましたけれども、マサバの太平洋系群について、これは外国漁船による漁獲による影響という話が三浦委員の方からありましたので、国際課の方から補足させていただきますけれども、マサバ太平洋系群は、我が国排他的経済水域を主たる分布域としつつ、公海にもしみ出している、いわゆるストラドリング資源、またがり資源でありますので、これは沿岸国だけではなくて公海で漁獲する遠洋漁業国と協力して管理する必要があるものとして、我が国としては早い段階から、25ページにありますNPFCを通じた管理の必要性というのを関係国に働きかけてきておりまして、昨年のNPFC年次会合において、初めてマサバの公海での漁獲上限が設定されまして、今年の年次会合でもそれを大幅に削減するというのをやっておるんですが、課題としては委員御指摘のとおり、データが十分蓄積されていないということもあって、マサバ太平洋系群については、資源評価がまだできておりません。ですが、資源が減っていることは間違いないので、取りあえず上限を決めて抑えていくということまで来ているのが現状です。

今後、こうした国際機関を通じたマサバ太平洋系群の資源管理というのは、強く進めていく必要があるということは認識しております。

○管理調整課長 管理調整課長の櫻井と申します。

神吉委員の方から、18ページの記載に関係して、沿岸漁業の支援とか管理とか記載が少ないのではないかというお話があったと思います。

今回は資源管理のところなので、こういう記載になっておりますが、沿岸もいろんなものの組合せで、資源管理だとか、あと前田委員からも魚を増やす方向でというお話があったかと思いますが、増やす方向の方は、どちらかというとか栽培漁業、多分、何回か後に取り上げられると思いますけれども、種苗を生産して、それを海の方へ放すというふうなことでやっている施策で資源を増やしていくようなことをやっている部分がかなり大きいということです。

それで、特に魚類に関しては、いろんな魚種を栽培漁業でやっておりますけれども、一部の魚種について、資源評価の中に栽培漁業の領域でやっているようなことも組み込んで評価していくというような取組を改正漁業法の下で、この5年余り進めてきているということです。

一方で、沿岸の資源とかお魚を獲る漁業を見たときには、今ここには全く出てこない貝類とか、それから甲殻類とか、それから藻類、Chefs for the Blueの最近の提言も拝見しておりますけれども、昆布の話なんかが入っていたんじゃないかと思いますが、そういう藻類みたいなものも含めると、どちらかというとか栽培漁業の方でやっているとか、あと場の造成の話も出てきたかと思いますが、藻場みたいなところにもつながってくるというようなことで、これは後々議論になるということでしょうし、ちょっと違う枠組みでやっているということだと思います。

それからもう一つだけ、ルール強化が沿岸でも必要ではないかというお話もあったと思いますが、数量管理であるTACみたいなことに加えて、漁業権で沿岸の本当に岸に近い部分を管理している領域は大きいので、定置網も漁業権に基づく漁業ですけれども、定置みたいな漁獲能力の大きなものを除けば、ほかのところは小舟での漁業も含めて漁業権でやっていて、これは別途、入口規制として、改正漁業法の下で漁業権の管理の強化ということで、個々の人たち、それから管理者である漁協にやってもらうことも強化しながら、それを検証しながら都道府県レベルでやっていくというようなことで進めてきているというのがあるということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

再び発言して申し訳ございません。一つ見落としておりました。

26ページ、採決について御指摘いただいております。環境保護の圧力が過剰であるというふうな御指摘と、それからウナギは否決されたけれども、それ以外の例えばヨゴレ、

イトマキエイ、アイザメなどについては可決されているという状況があると、気を抜くことはできないという御指摘だったと思います。

正にそのとおりだと思いますので、科学的根拠に基づいて決定がなされるように、F A Oとの連携、それから各国の漁業当局との連携強化をしていく必要があるというふうに考えておりますのと、それから、ウナギについて否決はされましたたんですけれども、何しろ資源管理をしっかりとできていないと、またどこかの国が提案してというふうなことが繰り返されることもあるかと思っておりますので、しっかりと資源管理の方にも取り組んでいく必要があるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長です。

三浦委員と前田委員からありました魚を増やす方向だという話でありますとか、漁場環境を回復させる、これに力点を置くべきではないかというお話を頂きました。

これは正におっしゃるとおりでありまして、例えば増殖場を整備するでありますとか藻場の環境保全、これを保全していくために手を加える、あとは漁業者の活動を支える、こういうったのも必要だと思います。

あと、餌場の話でいきますと、例えば沖合にマウンドを作りまして湧昇流を起こさせて、植物性プランクトンを増やして、更にそれを増殖させる、こういった取組もやっています。

あとは、底生生物を増やすために海底耕うんして、それによって底生の、要するに底物の餌場を増やす。こういった取組をやっています。これにつきましては、別途漁港漁場分科会というのがあります。ここで深掘りして、最終的には、この企画部会の水産基本計画、これに盛り込む予定としております。

江崎委員からありました横断的なプロジェクトで、資源管理から海業まで進めるべきではないかというお話を頂きました。

これも正におっしゃるとおりでありまして、資源管理は水産業の水産を持続させるための施策、これは重要な施策。あとは海業は、どちらかといいますと漁業者、地域を潤す、稼ぐために別の手段として、それを支える、この両輪が必要だと思いますので、最終的には水産基本計画、水産庁が立てる計画の中にいろいろな施策が盛り込まれて、横串が刺されるということになろうかと思います。

以上です。

○漁場資源課長 再び、漁場資源課長でございます。

また回答がちょっと漏れておりました。マサバとゴマサバの混ざっているというふうな御指摘がございました。マサバとゴマサバの判別については、魚種別の漁獲量が得られる標本の港ですとか漁業種については、その値をそのまま使用しているんですけども、それ以外の港ですとか漁業種については、抽出標本から混獲率を月別、漁業種に推定した仮定値を用いているというのが現状でございます。

以上です。

○佐々木部会長 御回答ありがとうございます。

それでは、本議題はここまでとさせていただきます。

次の議題としまして、その他がございますけれども、事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○企画課長 本日は御審議いただき、ありがとうございました。

次回の第118回企画部会は、6月25日木曜日の開催を予定しております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の議題に関しまして御連絡です。

水産政策審議会には、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係るものを調査審議する専門の分科会として、資源管理分科会が設置されています。本日の議題である資源調査・評価や資源管理は専門性が高いことから、6月11日木曜日に開催が予定されています水産政策審議会第146回資源管理分科会にて、今日の内容を報告させていただくというのを予定しております。こちらの分科会の方で頂いたコメントなどは、しかるべきタイミングで、この企画部会にも御報告させていただきます。

事務局からは以上です。

○佐々木部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の企画部会を終了いたします。

皆様、誠にありがとうございました。